

第2号議案 兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

第3章 被 保 険 者

(准組合員の範囲)

- 第8条 准組合員は、組合員に雇用されている従業員で、第4条の区域内に住所を有する者とする。
ただし、高齢者医療確保法第50条に該当する者は除く。
- 2 医師である従業員（法人等に雇用される医師を含む）については、兵庫県医師会員となり、組合員として加入しない限り組合の被保険者とならない。

(改 正)

第3章 被 保 険 者

(准組合員の範囲)

- 第8条 准組合員は、組合員が開設または管理し、かつ所属する事業所に雇用されている従業員で、第4条の区域内に住所を有する者とする。
ただし、高齢者医療確保法第50条に該当する者は除く。
- 2 略

付則

この規約は平成28年8月1日より施行する。